

企画競争実施の公示

平成31年1月15日

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長

関東地方整備局江戸川河川事務所における自動販売機の営業を希望する者の募集を、次のとおり公示する。

1. 業務概要

(1) 業務内容

江戸川河川事務所における自動販売機の営業

(2) 募集対象業者

上記(1)について自動販売機(飲料の販売)の営業を希望する者 1
者

(3) 募集対象施設の概要

- ①施設名 江戸川河川事務所
- ②所在地 千葉県野田市宮崎134
- ③官署職員数 約140人
- ④自動販売機の設置台数 1台

(4) 営業期間

平成31年4月1日(月)から1年間とする。ただし、必要に応じて、5年を超えない範囲で期間更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等

別紙1のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(注) 予算決算及び会計令は、別添資料1を参照
- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、会社等概要(企画提案書の様式2)の事業内容欄において、「飲料の販売」についての記載があること。
- ④企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。(法人の場合は「役員」を含む。)
- ⑤企画提案書提出期限の日において、食品衛生法(昭和22年2月24日法律第233号)第54条若しくは第55条又は第56条の規定によ

る処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。

- ⑥設置する飲料の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしていること。
- ⑦法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫暴力団又は暴力団員及び⑧から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 参加にあたっての誓約書の提出

企画提案書の提出の際は、前項（⑦～⑪）の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出しなければならない。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績等
- (2) 実施体制
- (3) 販売品目等の提案内容
- (4) 国有財産使用料

※ 詳細は企画競争実施にかかる説明書（以下、「説明書」。）のとおり。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒278-0005

千葉県野田市宮崎134

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 総務課

TEL 04(7125)7311

FAX 04(7123)7347

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 平成31年1月15日(火)から平成31年2月1日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- 2) 場所 上記(1)担当部局に同じ。
- 3) 方法 交付の請求は、交付場所に電磁的記録媒体(CD-R等。USBは不可。)を持参し請求する方法(紙による交付を希望することも可)、又は郵便により必要金額分(365円)の切手を貼付し、宛先を明記した返信用封筒を同封し請求する方法による。(ただし、郵送希望の場合は紙による交付のみ可)なお、郵便による場合は、上記交付期間内に交付場所に到達すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- 1) 期限 平成31年2月5日(火)16時00分
- 2) 場所 上記(1)担当部局に同じ。
- 3) 方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は、上記期限内に提出場所に到達すること。)

(4) 施設等見学

施設及び設備等の見学は企画提案書の提出前まで受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に4.(1)の問い合わせ先に連絡(電話又はFAX)のうえ、その指示に従うこと。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

無。

5. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業者者に決定されたときには、関東地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、国有財産使用料(提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)を支払うものとする。

使用許可期間は、平成31年4月1日から1年間とする。ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられるものとする。また、更新年度の国有財産使用料については、国有財産にかかる規定に基づき、調整を行うので留意すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、又は国有財産使用料提案書において、当方の算定した国有財産使用料の金額より低い使用料の提案を行った場合は、当該企画提案書は無効とする。【参考】平成30年度国有財産年額使用料 9,411円/㎡(税抜)
- (4) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該

提案者に無断で二次的な使用はしない。

- (5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国有財産法に基づく使用許可手続の完了までは、国との権利関係を生じるものではない。
- (6) その他の詳細は説明書による。

営業条件（自動販売機）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	江戸川河川事務所の職員及び関係者来庁時等の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成31年4月1日
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とする。 庁舎1階に飲料用の自動販売機1台を設置すること。なお、販売商品の多様化をはかること。
販売機の機能等	飲料の自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしていること。
機械の管理	自動販売機は、営業業者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、営業業者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、営業業者において行うこと。
国有財産使用許可期間	平成31年4月1日から1年間とする。 ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度ごとに更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられる。
国有財産使用料	使用料は、提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。使用料は年1回の納付とする。納付時期は別途指示するものとする。（占有面積について回収箱も含めて実測し、小数点以下第3位を切り捨てる。） 平成30年度における1㎡当たりの年額使用料は9,411円（税抜）である。 ただし、更新年度の年額使用料は、国有財産にかかる規定に基づき、調整を行うので留意すること。
光熱水料	施設経営に要する光熱水料は営業業者の負担とする。 自動販売機には電気メーターを設置すること。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業業者が全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	江戸川河川事務所の庁舎責任者の指示に従うものとする。
その他	受注業者は、国有財産の使用許可後、営業を開始する日までに、覚書を締結しなければならない。覚書案は別添のとおり。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

①自動販売機による飲料等の販売営業は職員及び関係者来庁時等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
②営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③自動販売機による飲料水等の販売営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び関係者来庁時等の利用しやすいものにする。
⑤従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は営業業者の責任において行うこと。
⑥国有財産使用許可の期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新できるものとする。 許可期間満了又は許可の取消があった場合は、速やかに自らの負担において施設等の現状回復を行うこと。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合は、この限りではない。
⑦使用を許可された物件については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
⑧使用を許可された物件について販売機の変更等の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
⑨営業業者が許可条件に違反したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。
⑩許可を取消された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
⑪維持使用についての実地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
⑫営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

(案)

江戸川河川事務所 福利厚生施設の運営に関する覚書

- 1 福利厚生施設の名称 自動販売機
- 2 営業日等 商品入替、自販機の修理・入替などの時間を除き、24時間年中無休

上記の施設について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長（以下、「甲」という。）と運営業者（以下「乙」という。）は、下記の条項によって覚書を締結し、信義に従って誠実に運営するものとする。本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 千葉県野田市宮崎134
氏名 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長 中 村 伸 也 印

乙 住所
氏名

印

記

（関係法令の遵守等）

第1条 乙は、江戸川河川事務所に勤務する職員の福利厚生施設の運営にあたり、関係法令を遵守するとともに、企画提案書に基づき誠実に履行し、福利厚生施設の品位及び秩序の保持に努めなければならない。

（自動販売機設置の基準等）

第2条 乙は、次に掲げる基準等に基づき自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 設置する自動販売機には、販売、管理するものの会社名、管理者名、連絡先を明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、公募時に提案した省エネ対策を施した自販機であること。
- (3) 自動販売機の窃盗等被害の発生防止のため、防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (4) 自動販売機を据え付ける際は、日本工業規格等の自販機据付基準を遵守し、転倒防止措置を講ずること。

（取扱品目及び販売価格）

第3条 取扱品目及び販売価格は、企画提案書に基づいて設定されなければならない。ただし、市場物価の著しい変動その他やむを得ない事情による販売価格の変更や、新製品の販売・製造中止による取扱品目の変更は、甲と乙で協議のうえ、これを行うことができる。

- 2 酒類（酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）第2条でいう「酒類」をいう。）の販売は認めない。
- 3 福利厚生施設が、国の施設であることを鑑みて、甲が販売することが適切でないと判断した取扱品目については、販売を禁止又は販売等のときに利用者に注意を促すように要請することがあり、乙は当該要請に基づいた対応をしなければならない。

（営業に関する事項）

第4条 乙は、福利厚生施設の利用者が江戸川河川事務所に勤務する職員であるか、来庁者その他江戸川河川事務所に勤務する職員以外の者であるかによって、販売価格その他提供するサービスの内容を変えてはならない。

- 2 乙は、福利厚生施設を企画提案書に基づいて営業するものとし、企画提案書に基づかない福利厚生施設

の利用や営業をしてはならない。

(従業員等に関する事項)

第5条 乙は、自販機の管理のために甲庁舎内に従業員を立ち入らせることができるが、次の点に留意しなければならない。

- (1) 庁舎内に立ち入る従業員は、名札等によって身分を明らかにすること。
- (2) 作業にあたっては、庁舎管理規則、服務規律等遵守し、甲の業務の支障となることがないように最善の注意を払うこと。
- (3) 立ち入りの時間は、特段指示のない限り概ね9：00から15：00迄の間とする。

2 乙は、運営に関する全ての関係者に対して、甲が指定した喫煙場所以外での禁煙を周知徹底させなければならない。なお、乙の判断によって喫煙場所を設けることは、これを厳禁とする。

(施設の維持管理等)

第6条 乙は、福利厚生施設的良好な衛生環境を保持するよう、日常清掃及び日常点検を行わなければならない。なお、この規定は排水管等の不可視部分において同様とする。

- 2 乙は、庁舎維持管理のために江戸川河川事務所が行う清掃（床清掃、窓ガラス清掃等）、点検作業（電気設備・空調設備・消防設備・ガス設備等（以下「建物附帯設備」という。）の点検、ねずみ・害虫防除の作業等）及び建物（扉等の建具を含む。以下同じ。）・建物附帯設備の修繕に協力するとともに、必要な立会いをしなければならない。
- 3 乙は、建物、建物附帯設備及び備え付け物品の異常を確認した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、福利厚生施設の運営上の事件又は事故が発生した場合は、被害又は損害の発生若しくは拡大の防止のための措置を講じ、甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、甲が依頼する福利厚生施設の運営状況の調査に協力しなければならない。
- 6 乙は、福利厚生施設的良好な運営のため、自ら設備の設置若しくは設置した設備の修理・点検の作業を行うときは、甲に申し出た上で作業届その他必要な申請を行うとともに、作業時は甲の指示に従わなければならない。なお、福利厚生施設内において軽微な作業を行う場合にはこの規定は適用しない。また、国有財産使用許可書に基づく修繕、模様替その他の行為をしようとするときは、予め甲に申請し、許可を受けなければならない。

(電気料及び支払い方法)

第7条 乙は、本覚書に基づき設置した自販機の電気料を負担するものとする。

- 2 乙は、電気の使用量を計るための子メーターを乙の負担において設置するものとする。
- 3 1に規定する電気料は、前項により乙が設置した子メーターが示す当該月使用料に甲が契約する電力会社の当月分電気使用料税込単価を乗じて得た額とする。
- 4 乙は、甲が契約する電気事業者の請求書に基づき、前項によって算定した金額を請求書記載の振込先へ振込むものとする。
- 5 乙は、振込年月日等を記載した通知書を甲へ提出し、支払いの確認を得るものとする。
- 6 第6条第2項で規定する、庁舎維持管理のために江戸川河川事務所が行う清掃、点検作業又は建物・建物附帯設備の修繕の費用は、乙の負担を要しない。

(廃棄物の処理)

第8条 乙は、自動販売機の設置箇所毎の使用許可面積内に使用済み容器の回収ボックスを設置し、次の点に留意して管理を行わなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、概ね90L以上のものを設置すること。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。使用済み容器の処分にあっては、法律及び条例の規定に従うと共にリサイクルを念頭に置いた処理を行うこと。なお、回収の頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺の美化、清掃に努めること。
- (3) 乙は、定期の回収以外にも甲より容器回収の要請があった時は、速やかに対応すること。

(営業の終了)

第9条 乙は、自己の都合によって営業を終了しようとする場合は、その3ヶ月前までに文書をもって甲あ

て申し出るものとする。

(本覚書の有効期間)

第10条 本覚書は、自動販売機設置に係る国有財産使用許可の期間（更新の許可により延長された期間を含む。）において効力を有するものとする。

2 本覚書に代わる覚書が別途締結された場合には、本覚書は無効とする。

(その他)

第11条 本覚書に関して疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定め、覚書の変更締結を行うものとする。

(附則)

この覚書は、平成31年4月1日から適用する。

予算決算及び会計令

(昭和二十二年勅令第百六十五号)

施行日： 平成二十九年四月一日

最終更新： 平成二十九年三月二十三日公布（平成二十九年政令第四十号）改正

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。